

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第45号）（行財政局人事部給与課）

地方自治法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第45号

京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

- (1) 京都市職員給与条例第6条の3の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び第1号、第2項並びに第3項並びに第22条の見出し
- (2) 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第3条の2（見出しを含む。）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)